平成２４年（フ）第２０号
群馬県高崎市中尾町767番地　県住Ｂ棟70号
債務者　高橋　律子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８１８号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目１番地10
スエリーヒルズ104
債務者　廣神マイラこと　ミランダ　マイラセナ
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０号
埼玉県所沢市大字久米2408番地の５　グリーンパーク所沢307
債務者　森尾　仁裕
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目20番３―305号　パールハイム若葉
債務者　前原　信助
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５２８号
埼玉県熊谷市別府３丁目100番地
債務者　田島　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４号
埼玉県熊谷市円光１丁目９番５号
債務者　舘内　廣志
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４７１号
千葉市稲毛区千草台１丁目１番６棟402号
債務者　吉田　恭子（旧姓泉・鈴木）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６２２号
相模原市緑区相原４丁目７番15号　スターハイツ１―108
債務者　柴田　明美（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４１号
相模原市中央区清新７丁目14番24―704号
債務者　森田喜久雄
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４４号
相模原市中央区星が丘４丁目13番１号　ドミール星ケ丘Ａ―106
債務者　宮田　光子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６５２号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目15番２号　メゾンＮＯＶＡ２―102号
債務者　永岡　祐次
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６６１号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目49番11号
債務者　岩佐雄一郎（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６６８号
相模原市緑区東橋本３丁目２番10号
債務者　小山　法子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９号
神奈川県座間市相模が丘６丁目37番12―303号　ファミール相模が丘
債務者　加藤　宏美（旧姓関根）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０９号
三重県松阪市虹が丘町７番地８
債務者　新栄商会こと　波多瀬　貢
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第６７７号
京都市東山区三条通白川橋西入今小路町84番地３
債務者　安部　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９３号
京都府宇治市大久保町旦椋131番地の１　府営西大久保団地２棟304号
債務者　秦　　憲一
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８３号
京都府八幡市男山弓岡２番地―Ｂ26―201
債務者　安達美代子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係